

函館市ジェンダーギャップ解消プロジェクト設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるジェンダーギャップ解消に係る施策を推進するため、函館市ジェンダーギャップ解消プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ジェンダーギャップ解消に係る戦略の策定および施策の実施
- (2) ジェンダーギャップ解消に係る施策や事業の進捗状況の把握および効果の検証等に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、ジェンダーギャップの解消に向けて必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 プロジェクトは、リーダー、副リーダー、構成員および幹事会をもって組織する。

- 2 リーダーは、市長をもって充てる。
- 3 副リーダーは、両副市長をもって充てる。
- 4 構成員は、市民部長、市民部次長、企画部長、総務部長、財務部長、保健福祉部長、子ども未来部長、経済部長、教育委員会生涯学習部長、教育委員会学校教育部長のほか、必要に応じてリーダーが指名する部局長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、リーダーが主宰する。ただし、リーダーが出席できないときは、市民部に関する事務を担当する副市長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 プロジェクトは、所掌事務を効率的に進めるため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、プロジェクト構成部局の課長職をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は市民部市民・男女共同参画課長を

もって充てる。

4 幹事長は，幹事会を代表する。

5 幹事長に事故があるときは，幹事長があらかじめ指名した幹事がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 プロジェクトの庶務は，市民部市民・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項はリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は，令和7年5月19日から施行する